

全天連4VOC放散適合表示登録規程

平成20年10月20日制定
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

(目的)

第1条 この規程は、木質建材から放散するトルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン（以下「4VOC」という。）の放散速度基準値以下であることが確認されている木質建材について、4VOCの放散に関する表示をすることを全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会（以下「全天連」という。）に登録し、当該木質建材に4VOC放散適合表示をする制度に関し、必要な事項を定めることにより、消費者に対し安全性及び居住性の優れた内装木質建材等の供給の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める表示の名称は、「全天連4VOC放散適合表示」という。

2 木質建材とは、基材（MDF、パーティクルボード、合板、集成材、単板積層材、ムクの木材等）に接着剤を用いて化粧材をはり合せたもの、又はこれに塗料を用いて塗装を施したもの、若しくは基材に塗料を用いて塗装を施したものをいう。

(適用製品)

第3条 適用製品は、原則として居室の内装に用いる木質建材とする。

(評価基準)

第4条 4VOCの評価基準は、第2項に定める4VOCの放散速度基準値以下であること。

2 4VOCの放散速度基準値は、「建材からのVOC放散速度基準」（建材からのVOC放散速度基準化研究会 平成20年4月1日制定）とする。

3 第1項に規定する放散速度基準値以下であることの確認は、基材にあつては『『木質建材からのVOC証明・表示研究会』報告書』（(財)日本住宅・木材技術センター 平成20年3月 以下「報告書」という。）によるものとし、接着剤にあつては製品安全データシート（以下「MSDS」という。）によるものとし、化粧材にあつては報告書、MSDS又は4VOCが含有されていないことを証する書面によるものとし、塗料にあつてはMSDS及び4VOCが含有されていないことを証する書面によるものとする。

4 前項に該当しない構成材料により製造された製品に係る確認は、「建材からのVOC放散速度基準」（建材からのVOC放散速度基準化研究会 平成20年4月1日制定）に定

める試験方法・試験条件（J I S A 1901 小形チャンバー法）により実施した試験成績書による。

（登録の申請）

第5条 第3条の規定による適用製品を製造する者又は適用製品を契約により自社以外の工場に製造させる者で、第6条の規定による登録書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）正副2通を全天連に提出するものとする。

（登録）

第6条 全天連は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査委員会において、第3条の規定による製品であるか否かを書面審査により確認し、適合している場合には、全天連4VOC放散表示登録台帳に登録するものとする。

2 全天連は、前項の登録が完了したときは、登録書（様式2）を交付するものとする。

3 全天連は、登録書を交付したときは、全天連のホームページ等において登録した製品の概要等（登録製品の登録番号、登録を受けた者の名称（以下「登録業者」という。）、製品名、4VOC基準適合、問合せ先等）を公表する。

4 全天連は、登録することが適当でないと認めた場合には、その旨を申請者に対し通知するものとする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

2 登録は、更新することができる。

3 構成材料及び製造方法を変更したときは、新たに申請を行うものとする。

（登録の更新申請）

第8条 登録の更新に当たっては、第5条の規定を準用する。

2 登録の更新の申請期間は、登録の有効期限の6か月前から3か月前までとする。

（表示）

第9条 登録業者は、登録された製品に表示を行う場合には、次に定める事項について表示を行わなければならない。

（1） 表示の名称 全天連4VOC放散適合表示

（2） 適合表示 4VOC基準適合

（3） 登録番号

（4） 登録業者

（5） 製造年月日又はロット番号（本項は、構成材料を確認できる記号を記載する。また、記号そのもの又は記載されている場所を明示すればよい。）

（6） 問合せ先

表示マーク

全天連4VOC放散適合表示	
適合表示	4VOC基準適合
登録番号	〇〇〇〇〇
登録業者	〇〇〇〇(株)
製造年月日	梱包の〇〇に表示
問合せ先	http://zentenren.or.jp/

注：1 「製造年月日」欄は、ロット番号の場合にあつては、「製造年月日」を「ロット番号」とする。

2 問合せ先は、全天連のホームページとし、当該ホームページには、登録業者の問合せ先を記載する。

2 前項の表示マークは、原則として各枚ごととする。ただし、建設現場、加工工場等まで包装状態が保持できる場合には、各こりごとに表示できるものとする。

3 必要に応じ、他製品からの4VOCの汚染防止のため、保管上の注意事項等について表示する。

4 全天連は、第1項の表示から生ずる一切の責任を負わないものとする。

(管理台帳)

第10条 登録業者は、前条の規定により表示を行う製品の構成材料及び製造方法について、前条第1項の(5)に定める表記から特定できるように管理台帳を作成し、表示を行ったすべての製品の出荷後5年間これを保管しなければならない。

2 管理台帳には、製品名、登録番号、製造年月日又はロット番号、構成材料（基材、接着剤、塗料及び二次加工に用いる材料の種類及び製造業者）、出荷年月日、出荷先等を記載する。

(事実に反する表示)

第11条 登録業者は、第8条の規定による表示について、事実に反し又は誤認を生じる恐れがある方法によって表示をしてはならない。

2 全天連は、事実に反し又は誤認を生じる恐れがある方法によって表示したことが判明した場合には、速やかに登録を抹消するとともに、ホームページ等から当該製品を削除することができるものとする。また、登録業者に対し、前条に定める管理台帳その他必要な資料等の提出並びに原因の究明及び改善書の提出を求めることができるものとする。これに従わない場合には、その虚偽の表示に係る態様及び虚偽の表示を行った製品及び

登録業者の名称、その他必要な事項を新聞、その他必要な媒体を通じて一般に周知する等の措置を講じることができるものとする。

- 3 全天連は、登録を受けていない製品に本表示が行われていることが判明した場合には、その虚偽等の表示に係る態様及び虚偽等の表示を行った製品及び行った者の名称、その他必要な事項を新聞、その他必要な媒体を通じて一般に周知する等、本制度の適正な運営に努めるものとする。

(申請手数料)

第12条 申請手数料は、別に定める。

(雑則)

第13条 全天連は、この規程に定めるもののほか、登録業務に必要な事項については、別に定めるものとする。

- 2 全天連は、この規程が改正された場合には、改正前の登録製品について登録を見直す等、必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成20年10月20日から施行する。

(様式1)

全天連4VOC放散適合表示登録申請書 (新規・追加)

平成 年 月 日

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
会 長 殿

申請者の氏名 (フリガナ)
(名称及び代表者の職名・氏名)
(フリガナ)

印

申請者の所在地 ㊦
電 話 番 号

全天連4VOC放散適合表示登録規程第5条の規定に基づき、下記の製品について登録を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

なお、申請に当たっては、同規程第9条第1項の規定による表示から生じる一切の責任を負うとともに、同規程の定めに同意したものであることを申し添えます。

記

製 品 名 等 別表による。

(フリガナ)

工場の名称及び所在地

連 絡 担 当 者	氏 名	(フリガナ)
	所 属 ・ 職 名	(フリガナ)
	連 絡 先 所 在 地	㊦ (フリガナ)
	電 話 番 号	() -
	F A X 番 号	() -
	E - m a i l	

別紙

1 申請者の業務の概要

1. 1 創立年月（法人設立年月）

1. 2 資本金

2 当該工場の概況

2. 1 工場設立年月日

2. 2 登録申請品の月間生産量

3 製造基準

3. 1 製品の構成材料（4の基準を満たすことを証する書面による。）

3. 2 製品の構成図

4 基準を満たすことを証する書面（別添のとおり）

別表 製品名等

No	製品名	ホルム等級区分 登録番号	基材名	接着剤名	化粧材名	塗料名	表示方法	製品の形状 (mm)		
								厚さ	幅	長さ

注：第8条の申請（登録の更新申請をいう。）に係る本表の「No」の欄は、「登録番号」とする。

(様式2)

登 録 書

殿

全天連4VOC放散適合表示登録規程第6条の規定に基づき 同規程第9条の規定による表示マークの使用を登録致します

平成 年 月 日

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
会 長

記

表示登録番号	製 品 名	適 合 表 示

工場の名称
及び所在地

登録の有効期限 平成 年 月 日